

平成 26 年 1 月 14 日

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

予防接種基本方針部会

部会長 岡部 信彦 殿

公益社団法人日本小児科学会

会長 五十嵐 隆

予防接種の接種間隔指針作成に関する要望書

近年、乳幼児に必要なワクチンが増加し、現状の接種間隔の規定では適切な時期に適切な数のワクチン接種が実施できにくい状況となっている。

異なるワクチンの接種間隔については、わが国においては、生ワクチン接種後は 27 日以上、不活化ワクチン接種後は 6 日以上の間隔をおくように定められている。

注射による生ワクチン同士の接種については、理論的に起こり得る干渉現象を回避するため同時接種でない場合は 27 日間以上の接種間隔が必要である。しかし、不活化ワクチンや経口生ワクチン接種後のすべての種類のワクチン接種、あるいは注射生ワクチン接種後の不活化ワクチンや経口生ワクチン接種については接種間隔を置かなければならない特段の科学的理由は見当たらない。欧米の多くの国々では、注射生ワクチン同士の接種間隔に規制を設けているが、他の接種間隔には規制を設けていない。この制度が、予防接種の安全性および有効性の観点から問題となっているとの報告も認められない。

以上より、異なるワクチンの接種間隔について、日本小児科学会として平成 24 年 9 月 19 日付けで当時の厚生労働大臣宛に「異なるワクチン異なるワクチンの接種間隔変更に関する要望書」を提出している。予防接種制度が改定された本年度再度、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会に予防接種の接種間隔に関する指針を作成することを要望する。